

(第一類 第九号)

第一回國會・議院運営委員會議録第四十二号

昭和二十二年十一月十二日(水曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

委員 信三君

安平 鹿一君

森 三樹二君

小島 徹三君

小澤佐重君

山口喜久一郎君

中野 四郎君

委員外の出席者

副議長 田中 萬逸君

事務局長 大池 眞君

十一月十日

議員不在投票制度改正に関する陳情書(近畿船員地方労働委員長大谷龍造)(第四九八號)

選挙法に関する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第五四九號)

政憲法に関する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第五五〇號)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
運輸及び交通委員会の委員派遣承認要求の件
隠匿被物資等の特別の委員会の委員派遣承認要求の件
議院における證人の宣誓及び證言に関する法律案起草の件

○淺沼委員長 それでは開會いたします。

第一に、運輸及び交通委員会の委員派遣の承認に関する件を議題に供します。議長諮問ですが、議長から御説明

をお願いします。

○大池事務局長 これはこの前に一應留保して御研究を願うことになつておつたのであります。運輸及び交通委員より、四國、九州間の國道通商航路の開闢の諸調査につき調査の必要があるという事で、井谷さん以下三名が一週間、愛媛縣、大分縣等に行きたい、という申し出であります。

○淺沼委員長 御意見ありませんか。

○田中(久)委員 これは緊急突發的な事項その他以外は、この議會中は許さないということじゃなかつたのですか。

○淺沼委員長 問題は、議案審議に必要だから派遣してもらいたいという申出なのであります。

○大池事務局長 委員派遣を認める場合は、委員会の審査調査が、派遣調査以外の方法では不可能と考えられる場合に、委員を派遣する天災地變等の突發的事項について調査研究を要するものとか、立法上現地調査を絶対に必要とするもの、この二つがあるわけなんです。今申し込まれているのは少くとも前者ではありませんか、後者として、立法上現地調査を必要とするもの、こういう建前の方から來ているものと思ひます。

○小澤(佐)委員 大陸その必要性は認めるけれども、なおその現在の委員会の申出だけでは、ただちにこの前の申合せ事項に該當するものとは思ひ兼ねます。議長において再調査の上、前に決定したく内にはいるものと認めた場合

合には議長においてこれを許すということではどうでしょう。

○淺沼委員長 それでは小澤君の御提議になりました通りの取扱ひでどうでしょう。

○淺沼委員長 それではさう決定いたします。

○淺沼委員長 次に隠匿被物資等に関する特別委員派遣の件を議題に供します。議長諮問であります。議長の説明をお願いします。

○大池事務局長 これは委員長の加藤さんから、九州地方における隠匿被物資の現地調査をしたい。明證書ほか二名都合三名が九州地方に十日間だけ行きたい、という申し出であります。

○小澤(佐)委員 この問題は委員長から詳細な内容を承つてから審議することにして、きようは留保したらどうでしょう。

○淺沼委員長 それではもう少し内容を承ることにして、審議は次會にすることにして御異議ありませんか。

○淺沼委員長 さう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に最高裁判所事務局長の國會出席方に関する件、これはこの間委員長あてに最高裁判所事務局長から参りました書簡を朗讀したわけでありましたが、内容についてごく簡単に事務局長から御説明をお願いします。

○大池事務局長 これは今の國會法によりますと、獨立官廳が衆議院の方へ必要に應じてまいりました發言を得る場合といしましては、會計検査院があるだけであります。これは決算等の審議の必要にも基きまして、國會法に委員会が必要と認めたときには會計検査官の出席を要求してその説明を聴くことができるということになつております。また會計検査院法の中においても検査院の方から出席して發言をする必要がある場合においては、議會の内部手續に従ひまして、みずから進んで出てきて、その説明ができるというふうな改正案が通つたのであります。従ひまして最高裁判所等の問題については、今のところ國會法なりその他の法規では出席する機会がないわけでありまして、最高裁判所がスタートいたしましたので、今後裁判所關係の組織その他直接裁判所に關連する立法が將來相當發想されるということ、それに裁判所の豫算というものが、今度はよほど獨立性を認められて、國會の豫算並びに裁判所の豫算及び検査院の豫算といふものが今まで通り大蔵省で任意に査定できないような建前になつてくる關係で、最高裁判所側が豫算委員等において、場合によればその内容を説明したいというふうなことが豫想されるのであります。しかるにその途がありませんので、最高裁判所といつたしましては、議院に出席説明し得る途を、國會法等を改正する場合に適當に措置をとつてもらいたい、という希望事項であります。

○淺沼委員長 それではこの問題は、國會法についていずれ改正を要する事項も出てまいらると思ひのであります。その場合に考へるということにして御異議ありませんか。

○淺沼委員長 さう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に通信及び事務補助員手當等に関する件について、事務局長からその後の経過について御報告をお願いします。

○大池事務局長 たいい委員から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

○委員退席(森(三)委員長代理出席)

○大池事務局長 ただいま委員長から通信手當等の法案に關する経過の報告を事務局長からというお話でありまして、私から簡単に御報告申し上げます。この點は實は衆議院の方から、御承知のように議員の通信手當は、一箇月千圓の範圍のクーポンを渡して、これをもちて賄ふという點と、事務補助員、いわゆる議員秘書でございまして、その俸給が今千五百圓だつたと思つておりますが、これでは實際の生活上支障がありますので、これを二千五百圓にしたいということで法案を出

願ひしておきたいと思ひます。

してつたわけであります。それから議員の滞在手當、これが兩院の合同の運営委員會で額を決定する範圍のものを出し得る途を、法的措置をもつて立て法したいという案が參議院の方から出

ておつたわけでありまして、これについては大體從來御報告になつておる程度交渉の結果、ほぼ關係方面でも了解を與え得るような情勢になつておつたように伺つておつたのであります。一昨々日でありましたか、午後二時に運営委員長と事務総長に來てもらいたいという關係方面のお話がありまして伺つたわけであります。そのときの場合、案件の一番主要な問題は、あとで議題になります證人の偽造罪等に關する法律案と、それに對する先日差上げました参考案との關係で御説明がよつたわけでありまして、一應の説明があつた後に、ただいま申し上げました三手當に關する法案について、向うの意見を申されたわけでありまして、これについては向うは結論を言われただけで、具體的にそれがいいとか悪いとかいふことを言つたわけではありません。この問題については十分慎重に研究した結果、一つのレコメンドをしたい。

ういふことであります。一つの報告をしたいという意味だと思いますが、その結論だけを向うは言つたわけであります。それは現在の段階においては現在のまま、昇給等一切せしめないで、要するに現在のままでいつてもいい、いいという結論でありました。その理由といたしましては、公務員會といふものができておるようでありましてそこで公務員一般に對する給與、その他手當に關する問題を全面的に再検討中で、現在では一方においては千八百

圓案を支持したいという一つの線がある。これと今の議員の手當その他を上げる案とは矛盾があるようにも考えられる。従つてまだその結果がわからぬうちに議員の方だけでこれを上げて

いくということば、議員の全般的な信用を非常に害することになるであらうと考えられる。従つて今度の場合だけは一應このままにしておいたらどうであらうか。そこでそれに關して一つの考え方を言へば、兩院の決算委員會の合同審査會で、全面的に國會及び一般公務員の給與その他の手當等に關して一つの公正なる案を立てることに計畫してみたらどうか。もしそういうことをやるとすれば決算委員會がいいか、運営委員會がいいか、考え方はあらうが、決算委員會の方がいいのじやないかと考えられる。そこで、もしそういう會同審査會で一應の案が得られれば、それは一時的な案であつても、あるいは一つの大きな筋であつてもかまわぬので、四月一日までに報告をしてもらいたいと思つておる。その間に必要があれば公務委員會の方と密接な連絡をとつて研究をしてみたらどうか。こういう話があつたわけであります。

○森委員長代理　ただいま事務總長から、通信手當並びに祕書の俸給並びに議員の滞在費の點について詳細なる報告がありました。これに對して御意見はありませんか。

○窓口委員 通信費、滞在手當これははやらないとしても、事務補助員の問題は相當深刻なんです。これはよそはどうか知りませんが、私の方あたりは相當痛切に希望を出して来ているのであります。もしこれがいかぬというごことになると、事務補助員はほとんどみなやめはしないかと思う。また今の状態で食つていけないことははつきりしてゐる。そうかといつてその人に毎月いくらずつ補助するということも現在はいくらも辛い状態にある。それで事務補助員の問題は全體について考えていただかならないと、了承するのはどうかと思う。

○中野(四)委員 事務補助員だけに別に考慮してもらつたらどうか。

○大池事務總長 この問題は衆議院だけの運営委員會でできたことでないのので、兩院の運営委員會の合同審査會で、全員一致できまつたことであるから、ただいまの御報告は單に結論だけであつて、内容的にここがいかぬ、あそこ

かいかぬというならば、説明の餘地もあるのですが、この結論については、参議院に對しても、いづれ御報告があらまきせう。そこで兩院の合同審査會できまつたことであるから、兩院でまた密接にその報告について考慮した上、いづれ話をすべきものはする。あるいは態度を決定すべきものはするようになるうと思ひますから、その點は衆議院側としては一應承つておく以外に方法はないということで歸つたわけです。そのときに附け加えて申されたこと

は、これらの手當を一時このままスト
ツブさせておく結果、その間において
せつば詰まつた餘儀なき場合はと、こ
ういふような言葉で言われましたが、
せつば詰つた餘儀ない場合には、一回

限りのボーナスを支給するようなことを考へてはどうか、そういうことであられば十分考究してなるべく盡力をしたなさい、ということと言われました。この點は重要でありますから、附け加えておきます。

○中野(四)委員　その場合に、ボーナスについて額面は制限をされておらなさい、いのですね。

○大池事務總長　何とも言われませんでした。

○中野(四)委員　やむを得ない場合には月二千五百圓ぐらゐになるようにしてボーナスを出してやればよいじやないですか。

いか。
○顧問委員長代理 私から申すのもおかしいですが、この問題はわが黨の代議士會等ではば／＼質問されたり、各派交渉委員として、われ／＼がこの問題について刻々の報告をしているわけです。大體見透しとしては、國會の最終の日／＼いまだには皆さんの手もとに渡

るというような含みある言葉まで言っているわけですから、もしこれがおじやんになつたとすれば、失望して、われわれが行つて報告するのは何を報告するかということになる。今事務總長がポーナスというようなことも買われたが、どうしてもできないればそういいう形式にでもして支給してやらないことには、年末を控えて、今事務總長がお話になつたようにせつば詰つた場合とも言えるから……

○小島委員 合同審査會を開いてこの

問題について対策を講ずることにしておこう。

○大池事務総長　さらにその際一應醫院運営委員会へ諮つてもらいたいというところで、別の話がありました。それ

は豫算委員會の運営に關して、最近の豫算委員會の報告等を見ると、閣僚に對して各派から質問がされるけれども、他の常任委員會でされた質問を繰返しておるように見える。一例を言えば六、三制問題にしてもそうである。これでは常任委員會として、たくさん委員會を設けた趣旨に反するのではないか。そこでむしろ今のようなり方を改めて最初から分科會に移して、分科會においては、必ずしも所管の大臣の出席を求めなくとも、政府委員なり富訟官なり吏の説明でこまかく數字的に議論をして、場合によれば所管の常任委員長を呼

委員会が監視をし、十分にこれに對する
關心をもつていなければならぬことであ
るから、初めてのごとでいろいろある
であらうが、十分諸般の點を考慮し
て、運営委員會で各常任委員長等の意
見も徴して、將來目途をつくつて、そ
れに基づいて進行するようにいかつては
どうかという意見があり、委員長とし
ては、それについては一應委員會の諸
君にも御報告して善處したい。それか
ら政黨法が今會期中に通過するという
情勢であるなら、それに關連して選舉
法にも及ぶであらうが、萬一通過しない
という狀況であるならば、想像を加え
て前提を言ひのはいけないが、もしそ
ういう狀況なら、選舉法の第十條、政
務官の問題だが、これだけはぜひ削除
してもらいたいという強い要望があつ
た。

○小島委員 大臣はどうなるのか。
○大池事務局長 大臣はどうなるか考
えなければならぬと思ひ、十條を削
除してこれに代るべき案を立てるとい
うわけで、それは五月三日までに政務
官を廢止することに主眼があるようであ
る。これは内閣と協力する必要がある
は十分協力してやつてほしい。先方は
今週中にでも第十條を削つてこれに代
るべきものを出したらどうかという意
見でしたが、淺沼委員長としては、今週
中に代案をこしらへるのは困難である
から、五月三日までに間に合うように
政務官廢止問題は善處するということ
で別れました。その點委員長がおられ
ませんから御報告だけいたしておきま
す。

○森委員長代理 豫算委員會の進行ぶ
りについて先方の要望を伺つたが、こ
れについては参考になる點が非常にあ
ると思ふ。その取扱いについて……
○小島委員 承つておくより仕方にな
い。しかし實際さういふ感じがする。
○森委員長代理 文化委員會、文教委
員會で質問したことを、豫算委員會で
むし返し、やつておる。これについ
て先ほど御説明があつたように、理事
に集まつてもらつて懇談してもらつた
といふことはいかがでしようか。
○小島委員 それは淺沼君が歸つてか
ら相談しよう。

○森委員長代理 政黨法の問題につ
いて御説明があつたが、政務官を五月三
日まで云々というものは、政務官は一
年間という期限附でおいたもので、新憲
法實施から一年を考へてどう言つたの
ではないか。
○小澤佐三郎委員 政務官を削るなら、
國務大臣はどうなるか。
○小島委員 國務大臣はなれるという
ことにしたい。

○大池事務局長 政務官がなくなら
ば、政黨と政府との連絡がなくなる。
かりに連絡のものが必要だとすればそ
の連絡のものは議員が當るようにする
のか、政府の中に連絡員を設けるよう
なのか、政府の中に連絡員を設けるよう
な案をつくるのか。それも考えなけ
ればならぬと思ふ。この問題が起つた
當時、政務官を大臣がこれがいとい
うので任意に任命するのをおもしろく
ないといふことも言つており、むしろ
政務官といふものが議院との連絡に必
要なものであれば、議院みずから推薦
してこれに當らせるならばまだわかる
といふことも言つておつた。また有力
な議員がそんな使ひをしないので、
むしろ政府のうちに連絡員を設けさ
せ、それが連絡するようにならなけれ
ばならないかとも言つておつた。そんな

ことが頭の中にあつて、代案があつた
らつてくれと言つておるのではないかと
も考えられます。
○小島委員 これも淺沼君が來てから
相談しよう。

○大池事務局長 それから國會法の一
部を改正する法律案という形で、参考
案をお手もとに差上げたはずでありま
すが、これは過般證人の偽證罪法案審
議の際、教案起草されましたので、こ
れらにつき先方も十分検討した結果、
最善と思はれる一つの参考案ができた
から、それを十分研究した上で参考
にしてみたい、こういう意味で提
示されたものであります。衆議院から
出してありますのは、獨立法として
出す形になつておるわけでありま
す。向うは國會法の一部改正で來てお
るわけでありま。これは形としては
どこまでも國會法の一部改正が正し
い、そこで國會法の中に證人に關する
章を一章設けてその中で宣誓の問題を
片づけることが一番適當であると思
つて、獨立法にすることの方がまし
いじやないかという議論がありました。
この點淺沼委員長と再々討議した結
果、實は國會法の一部改正の法案の形
でやる方がいゝか、獨立法にするが
いかといふことを十分考慮の結果、獨立
法の方をとつて、國會法の一部改正の
方をとらなかつたのは、國會法の一部
改正といふことになれば、他に國會法
に手をつけたいような問題が相當ある
し、なお參議院の方へ行つた場合に、
ここで申し上げてよいかわいひが知りま
せんが、例の訴追委員會の構成問題等
が起つてきて、せつかくこの案件が
はなはだしく遅延されるというやうな
ことがあつてはいかぬからというやう

な、いろいろの情勢を話したわけであ
ります。その結果それならば獨立にす
るか、一部改正にするかは議院にお任
せするけれども、國會法の一部改正の
法案の方が正しいという原則だけは
認めて、將來國會法を全面的に改正す
るという場合には、今の獨立法にした
ものを廢して、國會法の中に盛り込む
ようにしたらいふことでありまし
た。そこで試案はこちでなるべく忠
實に翻譯した結果意味が通らないとい
うか、きわめて不明瞭な點があるわけ
でありますので、この用語をそのまま
とつてもらいたいといふ意味ではな
く、なるべくこゝろこゝろ筋のものが、む
しろ國會の權威を守るという一點と、
個人の利益をどこまでも保護したいと
いう點と、兩方を勘案した結果、穩當
な條であると思ふから、その點を考
へてもらいたいといふことでありまし
た。大體これについて私どもの疑問と
する點、それから向うと話し合ひしたこ
とだけを申し上げまして、今日すぐ決
定するといふことはとうてい困難だろ
うと思ひますから、その中でこの條項
はとうていとれないとか、この條項は
この意味をとつた方がよいじやないか
といふ點があれば、そゝういふ點をお聴
かせ願へば、非常に都合がよいと思
ひます。一番最初の百六條の二といふ
ものは「各議院の議長又は委員長は、
審査中の事件又は事項について證人に
宣誓をさせることが出来る。事件及び
事項とありますが、要するに審査中の
事件で國會法の建前から言へばいいわ
けであります。」「(合同審査委員會の
含む)とありますのは、各議院の議長
委員長のほか兩院が合同審査委員會を
開いたときに、そこへ呼び出した場合

でもそのときの會長ができるようにす
るために入れてあるわけでありま。す。
それから二項は、何のことか、初め
はわからなかつた。「各議院の議員は、
その院の會議又は委員會に於て審議中
の事件につき、證人に宣誓させる事が
出来る。」この一項と二項との關連が
わからなかつたのでありますが、向う
と話をしてみたら、よくわかりまし
た。各議院に議長や委員長がいなかつ
た場合には、議長や委員長に代つて議員が
主宰してゐるといふやうなときでもで
きる。こゝろこゝろの意味に解釋してあり
ましたので、結局第二項は削除して、要
らぬといふ結論になつたのでありま
す。

それから第百六條の三は、別に内容
的には問題はありません。「證人が、虚
偽の證言をしたときは、三月以上十年
以下の懲役に處する。」といふことと、
二項もこちらにすでに書いてあること
と同じであります。

第百六條の四は、問題は證人に喚
ぶ場合に、書類の提出までの中へ含
めてある。衆議院の從來の案では書類
提出は認めてありませんでしたが、書
類提出の要求權まで認めて、範圍が廣
まつてゐるといふだけあります。

第百六條の五は非常に長つたらしい
法文で、實はつきりわからぬのであり
ますが、結局こちらは民訴を準用し、向
うは刑訴の方をとつてゐる。この第百
八十六條、第百八十七條、第百八十八
條といふ三條は、こちらでは從來御説
明申し上げました民訴の四箇條に當る
もので、別に内容は變つておりませ
ん。第百八十九條も、これは民訴の中
にもあります。問題はあります。但
書以下が非常に長くありまして、この

第百八十九條も、これは民訴の中
にもあります。問題はあります。但
書以下が非常に長くありまして、この

第百八十九條も、これは民訴の中
にもあります。問題はあります。但
書以下が非常に長くありまして、この

第百八十九條も、これは民訴の中
にもあります。問題はあります。但
書以下が非常に長くありまして、この

第百八十九條も、これは民訴の中
にもあります。問題はあります。但
書以下が非常に長くありまして、この

點はやはり民訴の中にも公務員等が被
害事項の證言をする場合には云々とな
り、それは正當の事由の中にわれ／＼
の方の案でもいつてゐるのでありま
すが、参考案の方が具體的に規定され
て明瞭にしてあります。一應委員會で
その理由を承認することができない場
合には國家の利益に重大な悪影響を興
える旨の內閣の聲明を要求ができる。
この要求後十日以内に聲明を出さな
いときは、證人は證言をしなければな
らないというふうな、いろ／＼具體的
な事實がいつてゐるのであります。
それから第六六條の大でございま
す、それは過般議院または委員會がそ
の多數決をもつて違反したものでかど
うかというのを認定して告發なら告發
をするといふことになつた案を、私の
方で考へて出したこともありました。
それはおかしい、偽證罪といふもの
は、だれでもやれるものであるのに議
院または委員會の多數決で、多數だけ
の認定によつてやるというとはいか
ぬといふので、あの條文は除かれたわ
けであります、向うの方からまたこ
れを入れてまいつたのであります。こ
れについては濫用委員長も長い間か
つて、こちらの方で討論を繰返した事
實を述べて、向うと議論をしたわけ
であります、結論的に言へば、向うと
しては、いやしくも證言といふものは
議會内の證言で、議會内の事柄であ
る。議會内の事柄をそのハウスとして
問題を起す場合には、そのメンバー個
人個人が起訴するといふことはいか
ぬ。やはりハウスの事柄はハウスが取
上げるといふことである限りは、ハウ
スのマジョリティ、もしくはコミッテ
イのマジョリティで決定すべきもので

あるといふことを一歩も譲らず向うは
主張しておりました。そこでそれなら
ばハウスの方で取上げなかつた事實、
少數の方が主張したけれども、少數が通
らずに委員會でもこれを認められなかつ
た事實はそのまゝになつてしまふの
か、どうも方法がないのかといふこと
でいろ／＼と話をしたときに、個人的
にある事實を知つておつて、その個人
がある事柄も取上げてこれを檢察廳に
告訴をするといふ場合は、それは個人
的な行動であつて、そのハウスの行動
でないのだから、そんなことはハウスの
規定に書く必要はない。ハウスに對
して證言をしたことが偽證であるとい
ふことで取上げる限りは、ハウスとし
ての決議が必要であるといふことであ
つたのであります。そこで三行目の
「地方檢察廳の長に移して起訴させな
ければならない」といふことですが、
この起訴といふことはおかしいじやな
いかといふことをそこで議論したわけ
でありまして、告訴するかしないかと
いふことは、檢察廳が決定すること
で、こちらから起訴させなければなら
ぬといふふうにきまつてしまふこと
は、今の法の建前から見てどうしても
變だと思ふ。そうすると起訴するかし
ないかといふ事柄が二段に決定される
形になつて、たとえばハウスがまず起
訴するかしないか、これで起訴意見を
決定してしまふと、檢察廳が起訴の權
能があることを豫定してこちらでやる
ことは行き過ぎで、おかしいじやない
かといふことでいろ／＼議論しまし
た。その點については、起訴といふ言
葉は、向うの意味しておる事柄がここ
にいう法律語の起訴でなくて、告發とい
ふような意味であるかもしれせん。

で、事柄をこういふ線に考へてもらい
さえすれば、言葉目録はこの言葉でな
ければいかぬといふことを主張せぬか
ら十分考へてくれといふことでありま
したので、この起訴の問題は私の方は
告發という意味でマジョリティの議院
の決議によつて告發するといふ意味に
解釋して歸つてまいりました。最後の
條文はあまり意味のないことだと思
いましたが向うは非常に大切なことだ
といふことを言つておつたので附け加
えておきます。従つて各條文のうちと
るべき事柄といたしましてお考え願ひた
いのは、書類の提出といふものまで含
めるという點と、こちらでは、理由な
くして出頭を拒んだり證言を拒んだ場
合には三千圓以下となつておるのを、
この中に百六條の方を見ると、審問の
答辯を拒むときは一年以上一年以下の
禁錮といふ重いもの、または三千圓と
いふのが一萬圓に上つておりました。
一萬圓以下の過料になつており、しか
もこれを併科することができるといふ
なつております。この點は一般の他の
場合には一千圓以下といふのをこちら
が三千圓にしたことさえもいろ／＼議
論があつたけれども、彈劾裁判所の方
で三千圓までいつたから、同じ國會の
方としてはそこまで上げたのだといふ
のに、禁錮にもつていくことになる、
國會の證人の偽證罪は非常に重くなつ
て、一般の偽證はそれ以下のものにな
る。そういう國家法律として不均衡な
點はどういふものであらうかといふよ
うな質問をしてきたのであります、
向うは、最高の機關であるからそれく
らいのことはよくないかといふ點と、
この程度にしなければ目的を達せられ
ないといふ二點だけでありました。そ

ういふ不釣合の點を換用していいかど
うかといふ點を御考慮願ひたいといふ
點だけあります。
○森委員長代理 ただいま事務局長か
ら證人等の問題について、國會法の一
部を改正する法律案として立案する
かどうかといふ問題等について、詳細な
説明があつたが、これについて御意見
を伺います。
○森委員長代理 今日は一應研究させ
ていただくといふことでいかがでしょ
うか。
○森委員長代理 それでは、ただいま
の笹口君の御意見のように、本日はこ
の程度にしておいて、研究をしておい
ていただきたい。
午後二時三十七分散會